

# 新型コロナウイルス感染症 休業保障特約を付帯されている方の請求方法

UAゼンセン医療共済休業保障特約を付帯し 2022年11月1日～2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方

医療共済に加入し、休業保障特約を付帯されている方について、**2022年11月1日以降2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合の休業保障給付金の請求**についてご案内します。

なお、65歳以上の方、入院の必要がある方、重症化の恐れがありコロナ治療薬\*1の投薬・酸素吸入を実施された方、妊婦については、入院給付金の支払対象となりますのでご注意ください。

\*1 コロナ治療薬：①カシリビマブ(遺伝子組換え)・イムデビマブ(遺伝子組換え)(点滴薬) ②ステロイド薬 ③ソトロビマブ(遺伝子組換え)(点滴薬) ④トシリズマブ(遺伝子組換え)(点滴薬) ⑤ニルマトレルビル・リトナビル(販売名：パキロビッドパック) ⑥バリシチニブ(販売名：オルミエント/⑧と併用) ⑦モルヌピラビル(販売名：ラゲブリオ)⑧レムデシビル(点滴薬)

## ●新型コロナウイルス感染症の陽性診断者に対する休業保障特約給付金請求時の提出書類●

(1) 医師が新型コロナウイルス感染症のため『就労不能と判断する期間』が記載された診断書

(2) 上記(1)がない場合は、新型コロナウイルス感染症陽性を証明できる書類。

氏名、陽性である事、陽性判明日の記載がある医療機関等のPCR検査結果報告書など、公的な書類

抗原検査キットで陽性と判り、医療機関を受診せず陽性者登録センター等に登録し陽性判定された方においては「新型コロナウイルス感染症患者として登録完了した」事がわかる書類を添付してください。この場合においても、氏名、陽性である事、陽性判明日(登録完了通知日)の記載があることを確認し添付してください。

【補足】休業保障特約の請求にあたっては、就労不能と判断する期間の記載がある医師の診断書が必要ですが、新型コロナウイルス感染症陽性診断者で自宅療養した場合の休業保障特約給付金請求に限定し、2022年11月1日～2023年5月7日の間で陽性診断された方に限り上記(2)の書類を提出することで診断書の提出を省略することとしております。ただし給付日数は下記の通りとします。

1) 診断書省略時の給付認定日数

① **自宅療養期間は現行の症状有の場合の一般的な基準：8日間**

※発症日を0日として以降7日間は自宅療養とする。

② 実際に会社を休業した期間(土日、有休を含む)

①、②の重複する期間を給付認定期間とする。

**※8日間を超える休業請求の場合は、原則通り病院の診断書をご提出下さい。**

(3) 給付金支払請求書

(4) 休業証明書(原本)

## <新型コロナウイルス感染症 診断書を省略した場合の休業保障特約給付金支払日数の考え方>

### 1) 診断書省略時の給付認定日数

① 自宅療養期間は現行の症状有の場合の一般的な基準：8日間

※発症日を0日として以降7日間は自宅療養とする。

② 実際に会社を休業した期間（土日、有休を含む）

①、②の重複する期間を給付認定期間とする。

※ただし実際に自宅療養期間が8日間を超える場合は、原則通り病院の診断書をご提出下さい。

医療共済 休業保障特約給付金：医師の指示により、5日以上継続して自宅療養した場合に、5日目からお支払します。

### 新型コロナウイルス感染症 自宅療養期間

症状のある方（在宅療養の方）：発症日（初めに発熱など症状が出た日）を0日として、その翌日から7日間。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

診断書の提出を省略する場合、この8日間を就労不能と判断する期間とみなします。（給付認定期間）

例：休業証明書に10日間の休業期間が記載されているケース（会社が証明した休業期間に土日祝日、有給休暇が含まれていても構わない）  
診断書省略時の給付認定期間と、休業証明書に記載された「休業期間」の重なった期間が給付対象期間

① 休業開始日が発症日と同じ場合では、休業保障給付金支払期間は 5日目～8日目の4日間

給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	休業	休業
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
待機1日目	待機2日目	待機3日目	待機4日目	給付金支払	給付金支払	給付金支払	給付金支払	以降は診断書が必要	

② 休業開始日が発症日の翌日からの場合では、休業保障給付金支払期間は5日目～7日目の3日間

給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	休業	休業	休業
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
	待機1日目	待機2日目	待機3日目	待機4日目	給付金支払	給付金支払	給付金支払	以降は診断書が必要		

③ 休業開始日が発症日の前日からの場合では、休業保障給付金支払期間は6日目～9日目の4日間

※診断書が提出され、具体的な日付で1日目～10日目までの休業指示が記載されている場合、5日目と10日目も給付金が支払われます。

給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業	給付認定期間 休業
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
	待機1日目	待機2日目	待機3日目	待機4日目	給付金支払	給付金支払	給付金支払	給付金支払	以降は診断書が必要

※ 診断書 休業指示期間 具体的な日付で1日目～10日目までの休業指示